

2024年10月1日

会員の皆様へ

PGMプロパティーズ株式会社  
大山アークカントリークラブ  
支配人 熊原 章友

プレー料金・キャンセル規定の改定及び割増カートフィの設定  
当該改定・設定に伴う会則一部変更のお知らせ

謹啓 清秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は大山アークカントリークラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当クラブは、1991年10月に開場して以来、今年の10月で34年目を迎えることができました。これもひとえに会員の皆様のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、この度、下記のとおり会員様のプレー料金及びキャンセル規定を改定し、割増カートフィを設定させていただくこととし、これに伴い、会則を一部変更させていただくこととなりましたので、本書をもってお知らせいたします。また、現行会則のプレー料金表に誤記がございましたので、その訂正につきましても併せてお知らせいたします。誤記につきまして、大変申し訳ございませんでした。

プレー料金・キャンセル規定の改定理由、改定内容、改定実施日・適用開始日及び割増カートフィの設定内容及び適用開始日並びに当該改定・設定に伴う会則一部変更の内容、効力発生日につきましては、以下に記載いたしましたので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後も、会員の皆様に快適なクラブライフを楽しんでいただけるゴルフ場を目指して努力して参りますので、ご愛顧賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 会則別紙4の会員プレー料金の誤記訂正

2020年3月25日付けで弊社から会員様全員に当クラブ会則をお送りさせていただきました。当該会則別紙4の会員プレー料金に、「追加ハーフプレーフィ 1, 500円（消費税込で1, 650円）」と「追加ハーフカートフィ 1, 400円（消費税込で1, 540円）」の記載があり、会員様が追加ハーフをプレーなさる場合には、合計2, 900円（消費税込で3, 190円）となる記載がございましたが、従前、追加ハーフプレー代として1, 650円（消費税込）のみを頂戴しており、別途1, 540円（消費税込）は徴収しておりません。従いまして、「追加ハーフカートフィ」の記載はそもそも誤記でございました。

その後、弊社から会員様全員に、2022年4月1日から「追加ハーフカートフィ」を220円（消費税込）値上げする旨及び当該値上げに伴う会則一部変更の件をご通知いたしました。上述のとおり、「追加ハーフカートフィ」の値上げは誤りで、正しくは「追加ハーフプレーフィ」の値上げでございました。従いまして、「追加ハーフプレーフィ」は1, 650円（消費税込）から220円（消費税込）値上げし、1, 870円（消費税込）となりました。これらの誤りにつき、大変申し訳ございませんでした。

つきましては、会則別紙4の会員プレー料金を適正な金額に訂正するため、「追加ハーフカートフ

ィ」の記載部分は全て削除し、「追加ハーフプレーフィ」を1, 870円（消費税込）とする会則一部変更をさせていただきます。

## 2. キャンセル規定の改定

### 1) 改定理由

コロナ禍が明け、会員様からプレーのご希望が増加している中において、早期にプレーの予約を押さえていながら、プレー日の1週間前から前日までの直前にご予約をキャンセルされる方が少なく、会員様のご要望にお応えしかねる状況が発生しております。多くの会員様にプレーをお楽しみいただき、プレー機会の損失を減らすため、プレー予約のキャンセル料を改定することにいたしました。

### 2) 改定内容

#### <改定前>

キャンセルフィは、1週間前から以下のとおり発生します。

平日：2,000円、土日祝：2,000円

#### <改定後>

##### ■ 4組以下／1組当たり

- ・プレー当日含む7日前より土日祝4,000円

例) 4／5 (土) のキャンセル料はプレー当日含む7日前の 3／30 (日) より発生いたします。

##### ■ 5組以上／1組当たり

- ・プレー当日含む14日前より土日祝4,000円

##### ■ 1人予約／組合せ枠

- ・開催決定後（プレー前日の正午以降）は1名当たり平日1,000円、土日祝2,000円

##### ■ 免責事由他

- ・ゴルフ場がクローズした場合、キャンセル料は発生しません。
- ・無連絡キャンセルの場合は全日予約時料金の100%×人数分を申し受けます。
- ・キャンセル料は予約代表者様に対しSMS等を通じてご請求いたします。
- ・キャンセル料発生タイミング以降の日程変更や組数減は、免責事由にはなりません。
- ・以下期間の平日におけるキャンセル料は土日祝扱いとなります。

※GW（昭和の日と憲法記念日の間）、お盆（8／12～8／15）、  
年末年始（12／28～1／4）

### 3) キャンセル規定の改定実施日と適用開始日

改定実施日は2025年1月1日、キャンセル料の発生は2025年4月1日のプレーから適用させていただきます。

## 3. 会員プレー料金の改定

### 1) 改定理由

当クラブでは、会員様のプレー料金に関し、2022年4月にプレーフィ及び追加ハーフプレーフィを改定させていただきました。しかしながら、それ以降も世界情勢や円安等の影響により、電気料金が高騰しております。当クラブではクラブハウス内の照明や空調設備、配水ポンプの動力、コ

ース内散水設備等にかかる電力を賄うため高圧電力を引いておりますが、一般社団法人エネルギー情報センターが運営している新電力ネットで公表している中国電力エリアにおける高圧電力の平均販売単価は、2022年4月から同年9月までは20.06円/kwhでしたが、2022年10月から2023年3月までは26.54円/kwhとなり、約32.3%上昇する等、運営コストが増加しております。弊社でもコスト削減に努めておりますが、企業努力のみで外的物価高騰を吸収し、サービスを維持することが困難であることから、会員の皆様のプレー料金を土曜、日祝日のみ、2) 改定内容のとおり改定させていただくこととなりました。

なお、当クラブでは、今年は、館内空調更新工事を行いましたことを申し添えます。

## 2) 改定内容

プレーフィ及び追加ハーフプレーフィの改定

|            |        | 改定前    | 改定後    |
|------------|--------|--------|--------|
| プレーフィ      | 土曜、日祝日 | 5,874円 | 6,490円 |
| 追加ハーフプレーフィ | 土曜、日祝日 | 1,870円 | 2,178円 |

※プレーフィはグリーンフィ、諸経費、カートフィの合計額（消費税込）です。

※プレーには、別途、連盟・協会協力金（105円）及びゴルフ場利用税（4月～11月は500円、12月～3月は400円）がかかります。

※月曜から金曜のプレーフィ及び追加ハーフプレーフィは現行のまま改定いたしません。

## 3) プレー料金の改定実施日

2025年4月1日のプレーから適用

## 4. 割増カートフィの設定

### 1) 設定理由

当クラブでは、これまで全員ビジター様の組のみ割増カートフィを頂戴しておりましたが、乗用カートに使用するガソリン代が近年の世界情勢等により値上がりしていることから、会員様にも割増カートフィをご負担いただきますよう、以下のとおり設定することといたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 2) 設定内容

割増カートフィ

|        |     |      |     |      |     |        |
|--------|-----|------|-----|------|-----|--------|
| 月曜から金曜 | 3 B | 220円 | 2 B | 550円 | 1 B | 1,100円 |
| 土曜、日祝日 | 3 B | 330円 | 2 B | 550円 | 1 B | 1,100円 |

追加ハーフ割増カートフィ

|        |     |      |     |      |     |      |
|--------|-----|------|-----|------|-----|------|
| 月曜から金曜 | 3 B | 110円 | 2 B | 330円 | 1 B | 550円 |
| 土曜、日祝日 | 3 B | 220円 | 2 B | 330円 | 1 B | 550円 |

※上記はすべて消費税込の金額です。

### 3) 割増カートフィの適用開始日

2025年4月1日のプレーから適用

## 5. 会則一部変更

### 1) 会員プレー料金の誤記訂正に伴う会則一部変更

会員プレー料金の誤記訂正のため、上記1. に記載のとおり会則別紙4「会員プレー料金」の追加ハーフプレーフィの金額を訂正し、追加ハーフカートフィを削除いたします。

効力発生日：2024年11月1日

### 2) キャンセル規定の改定に伴う会則一部変更

会則別紙4「会員プレー料金」の別紙番号を4-①に変更し、別紙4-②に上記2. 2) に記載のとおり改定したキャンセル規定を記載いたします。

効力発生日：2025年1月1日

### 3) 会員プレー料金の改定に伴う会則一部変更

会員プレー料金の改定に伴い、上記3. 2) 改定内容に記載のとおり会則別紙4-①「会員プレー料金」のプレーフィ及び追加ハーフプレーフィを変更させていただきます。

効力発生日：2025年4月1日

### 4) 割増カートフィの設定に伴う会則一部変更

割増カートフィの設定に伴い、上記4. 2) 設定内容に記載のとおり会則別紙4-①「会員プレー料金」に割増カートフィ及び追加ハーフ割増カートフィを設定させていただきます。

効力発生日：2025年4月1日

### 5) 会員プレー料金の表記を分かりやすくするための会則一部変更

①会則別紙4「会員プレー料金」に連盟協力金105円の記載がございますが、この金額は中国ゴルフ連盟協力金25円と鳥取県ゴルフ協会協力金80円の合計です。連盟協力金以外にゴルフ協会協力金も含まれることから、会員プレー料金及び下部注釈の記載を、「連盟・協会協力金」に修正いたします。

②会則別紙4「会員プレー料金」下部注釈の「※ 特別会員、終身会員、ジュニア会員のプレー代は正会員と同額とします。」の「プレー代」を会員プレー料金の記載に合わせ「プレーフィ」に修正いたします。

効力発生日：2024年11月1日

### 6) 会則変更箇所の詳細及び会員様への周知

会則変更箇所の詳細につきましては、以下の書面を同封いたしますと共に、ゴルフ場内の掲示版に掲示及びホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

#### ①会員プレー料金の誤記訂正及び表記を分かりやすくするための会則一部変更

会則別紙4の新旧対照表、2024年11月1日付変更後の会則本文及び会則別紙4

#### ②キャンセル規定の改定に伴う会則一部変更

会則別紙4の新旧対照表、2025年1月1日付変更後の会則本文、会則別紙4-①及び4-②

#### ③会員プレー料金の改定及び割増カートフィの設定に伴う会則一部変更

会則別紙4-①の新旧対照表、2025年4月1日付変更後の会則（会則本文及び会則別紙全頁）

※①～③の会則一部変更に関し、会則本文は第29条の改定施行日以外変更ございません。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
〒689-4246  
鳥取県西伯郡伯耆町三部 771-1  
大山アークカントリークラブ 会員課  
電話 0859-63-0555

※今回のお知らせは、2024年9月20日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の売却や退会等されている場合はご容赦ください。